

## 許されません、町税の滞納 11月・12月は「合同滞納整理強化月間」です



町税は、町民の皆さまが安心して生活をしていくためのまちづくりを支える大切な財源であり、公平に負担すべきものです。

当町では、税収の確保及び納期内に納付していただいた皆さまとの公平性を図るため、和歌山県、和歌山地方税回収機構と合同で11月と12月を「合同滞納整理強化月間」として滞納処分を強力に推進し、滞納者の財産を差し押さえる処分を行います。

### 滞納を放置すると損することばかり

税金を納期限までに納付していない場合、滞納者の意思に関係なく法令の定めにより計算された延滞金がかかります。

(参考) 平成28年1月1日以降の延滞金の割合

- ・納期限の翌日から1か月を経過する日まで  
特例基準割合(※)に1%を加算した割合  
(当該加算した割合が年7.3%を超える場合は年7.3%)
- ・納期限の翌日から1か月を経過した日以降  
特例基準割合(※)に7.3%を加算した割合  
(特例基準割合が年7.3%以上の場合は年14.6%)

(※) 財務大臣が告示する国内銀行の貸出約定平均金利(新規・短期)に年1%を加算した割合。平成28年の場合は1.8%です。

税金を納期限までに納めなかった人には、まず督促状を送付します。督促状を送付した日から起算して10日を経過した日までに完納しなかった場合には、町は地方税法に基づき、滞納者の財産(給与、預金、生命保険、不動産、自動車、電化製品、貴金属など)の調査を行ったうえで、差押え等の滞納処分を執行することになります。当町では納期限までに納めた人との公平性を図るため、延滞金を含めた滞納税額は強制的に徴収します。この結果、滞納者は経済的な不利益を負うだけでなく、社会的信用も失うこととなります。

### 滞納は放置せず、事情のある方は必ず納付相談を

病気や失業、事業の廃止や経営不振など、やむを得ない理由で税金を納期限内に納めることが困難な方は、そのまま放置せず、必ず税務課に連絡をしてください。

### 和歌山地方税回収機構って？

和歌山地方税回収機構は、滞納税金を回収するために滞納者宅の搜索・不動産・預貯金・生命保険・給与・売掛金などの差押えや、公売などの滞納処分を専門に行う組織です。当町では現在、和歌山地方税回収機構から職員の派遣を受けるとともに、いつでも滞納事案の権限を回収機構に移すことができます。今後も税金滞納の解消のため、積極的に活用していきます。

◆お問い合わせ先◆ 串本町役場 税務課 TEL 0735-62-0586

### 和歌山県水質保全センターからのお知らせ

## 浄化槽の法定検査を受けましょう

浄化槽の管理者には、①清掃、②保守点検、③法定検査が浄化槽法で義務付けられています。

「保守点検で同じような検査をするのに、法定検査も受ける必要があるの?」というお問い合わせがありますが、保守点検と法定検査はその目的や業務内容が異なります。



### 【保守点検】

浄化槽の  
 ・各装置や機器類が正常に働いているか  
 ・運転状況はどうか  
 ・汚泥のたまり具合はどうか  
 ・配管やろ材が目詰まりしていないかなどを調べて、異常や故障などを早期に発見し、修理し、消毒薬の補充等を行い浄化槽の正常な機能を維持する作業のことで、一般のご家庭の合併処理浄化槽の場合、実施回数は、4か月に1回以上です。

### 【法定検査】

・浄化槽の外観検査  
 ・現地での水質検査  
 (水素イオン濃度、溶存酸素量、残留塩素濃度、透視度など)  
 その他、放流水を持ち帰って水の汚れを分析し、浄化槽の機能低下の有無を確認します。また、保守点検や清掃が適正に実施されているかどうかを確認します。  
**①法定検査は、年1回受ける義務があります。**

法定検査対象者には

「公益社団法人 和歌山県水質保全センター」から法定検査受検の案内が郵送されます。



法定検査は、和歌山県知事が指定した検査機関である指定検査機関だけが行うことができ、「公益社団法人 和歌山県水質保全センター」は、和歌山県知事が指定した県内で唯一の検査機関ですので、安心して法定検査を受検してください。

◆お問い合わせ先◆

(公社) 和歌山県水質保全センター  
TEL 073-432-6433

### 新宮税務署からのお知らせ

## 税を考える週間

国税庁では、国民の皆さまに税の意義や役割、税務行政に対する知識と理解を深めていただくため、毎年11月11日から17日を「税を考える週間」として、様々な広報活動を実施しております。

また、国税庁ホームページ内に「くらしを支える税」をテーマとした特設ページを設け、調査や徴収の仕事ドラマ仕立てで紹介するなど、国税庁の各種取り組みを掲載しています。詳しくは、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)をご覧ください。

税について「ちょっと/考えてみよう!」  
**税を考える週間**  
 11月11日-11月17日  
 国税庁のホームページでは「国税庁の取り組み」や「税に関する情報」を紹介しています。  
 ドラマ仕立ての動画で紹介  
 イラストで紹介  
 マイナンバー制度についても紹介中  
 税を考える週間 検索 国税庁